

## コミュニティバス（デマンドタクシー）の利用券交付中！

伊予市では、運転免許証を自主返納された、伊予市に住民登録がある65歳以上の方を対象に、伊予市コミュニティバス又は伊予市デマンドタクシーの利用券(10回分)を交付しております。



### ◆手続きの方法

- ① 伊予警察署に運転免許証を返納します。※返納は本人しかできません。
- ② 経済雇用戦略課、中山・双海地域事務所で利用券の交付申請を行います。  
申請に必要なもの

#### ア 印鑑

下記イ～オのいずれかをご持参ください。

イ 申請による運転免許証の取消通知書と本人確認書類（健康保険証、介護保険証）

ウ 運転免許証自主返納時に返還される四隅に穴の空いた旧免許証

エ 運転経歴証明書

【自主返納時に希望者に有料で発行される証明書】

オ 自主返納時に市民税務課（当時）で交付された住民基本台帳カード

【裏面に自主返納を証明するゴム印が押印されているカード】

※ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、特定疾患医療受給者証をお持ちの方はご持参ください。半額分の利用券を交付いたします。

- ③ 利用券が交付されます。

### ◆注意点

- 本人以外の方が利用券の交付申請を行う場合は、代理申請者の本人確認ができるもの（運転免許証、健康保険証等）もご持参ください。
- 免許証の自主返納は、免許証の有効期間内に行ってください。
- 免許証の有効期間が切れた方や取消しにより失効した方は対象外となります。
- 無料交付は1人1回限りです。
- デマンドタクシーを利用するには、利用登録申請が必要です。  
（利用登録申請は、経済雇用戦略課、中山・双海地域事務所及び支所で申請できます。登録には1週間程度かかります。）

### ◆その他

- この事業は平成27年7月より開始しております。

ますます、いよし。



伊予市



【問い合わせ先】

伊予市経済雇用戦略課

982-1120（内線 1296）